

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人タス・マイスター 様 〒102-0093 日本国 東京都千代田区平河町二丁目4番13号 ノーブルコート平河町506号	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 FY59996JP0W0	発送日 (日.月.年) 24.11.2020	
国際出願番号 PCT/JP2020/033277	国際出願日 (日.月.年) 02.09.2020	優先日 (日.月.年) 02.09.2019
国際特許分類 (I P C) B62H 1/02(2006.01)i; B62K 5/027(2013.01)i; B62K 5/05(2013.01)i; B62K 5/10(2013.01)i FI: B62K5/10; B62H1/02 Z; B62K5/027; B62K5/05		
出願人 (氏名又は名称) ヤマハ発動機株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 16.11.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 中川 隆司 3D 8509 電話番号 03-3581-1101 内線 3341
--------------------------------------------------------------------	-------------------------	---------------------------------------------------------------

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2013-144513 A (株式会社エクス・リサーチ) 25.07.2013(2013-07-25)
段落[0012]-[0062], [図1]-[図9]
(ファミリーなし)

文献2 : JP 2019-31149 A (トヨタ自動車株式会社) 28.02.2019(2019-02-28)
段落[0011]-[0059], [図1]-[図7]
(ファミリーなし)

文献3 : JP 5-92788 A (本田技研工業株式会社) 16.04.1993(1993-04-16)
段落[0008]-[0011], [図1]-[図3]
(ファミリーなし)

文献4 : WO 2017/082426 A1 (ヤマハ発動機株式会社) 18.05.2017(2017-05-18)
段落[0043]-[0065], [図1]-[図6]
& US 2018/0257728 A1
段落[0066]-[0088], [図1]-[図6]
& EP 3363724 A1
& CA 3005034 A1

請求項1及び4について

請求項1及び4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。

文献1には、搭乗部11と、1つの前輪12Fと、2つの後輪12L、12Rと、車体傾斜機構と、リンクモータ25と、傾斜制御ECU46とを備えた車両10が記載されている。

文献2には、左ドア開閉センサ83L、右ドア開閉センサ83Rを備え、ECU70は、リーン機構60を用いて車体20を傾斜させる車体傾斜装置が記載されている。

文献1記載の車両10と、文献2記載の車体傾斜装置とは、互いに密接に関連した技術分野に属するものであるから、文献1記載の車両10に、文献2記載の車体傾斜装置を設けることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

請求項2及び3について

請求項2及び3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1、文献2、文献3より進歩性を有しない。

文献3には、音声により乗員の意思を入力することが記載されている。

請求項5について

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1、文献2、文献3より進歩性を有しない。

文献2には、左ドア開閉センサ83Lにより、車両10が傾斜される向きが左側であると検出した場合に、車両10を左側に傾斜し、その後、乗員が車両に乗車することが記載されている。